

一般社団法人日本老年泌尿器科学会 選挙管理委員会規則

制定 令和7（2025）年7月24日

第1章 総則

（名称）

第 1 条 この委員会は、一般社団法人日本老年泌尿器科学会 選挙管理委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第2章 目的及び活動

（目的）

第 2 条 委員会は、選挙管理に関する諸問題を担当する。

（活動）

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1） 役員候補者の選出に際して行われる選挙について管理する。
- （2） 選挙権、被選挙権の有無及び投票の効力並びに役員候補者選挙の当選人を決定する。
- （3） 選挙に関する異議の申し立ての受付、審査並びに不正行為の認定審査を行う。
- （4） 選挙の結果を適宜の方法により、正会員に報告する。
- （5） その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項を遂行する。

第3章 構成及び委員

（構成）

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1） 一般社団法人日本老年泌尿器科学会の評議員のうちから 3 名以上 5 名以内
- （2） その他、委員会が必要と認める者若干名

2. 委員会の定数は、3 名以上 5 名以内とし、少なくとも 3 名の評議員を含むものとする。

（委員の選任）

第 5 条 委員は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は、役員改選後可及的速やかに改選する。

3. 委員は、選挙権並びに被選挙権（立候補権）を有する。

4. 前条第 1 項（2）に定める委員は、委員会が必要と認める場合に限るものとする。

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げないが、原則として、継続して 2 期を超えることはできない。ただし、理事会の承認により、さらに1 期 2 年まで延長することができる。

2. 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 7 条 委員会に、委員長を置く。委員長は、原則として理事であることとし、理事会の議を経て理事長が任命する。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3. 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。
4. 委員会に、委員長の指名により副委員長を置くことができる。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその任を執行できないときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第 8 条 委員会の開催は委員定数の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2. 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第 9 条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2. 理事長は必要であれば委員会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、一般社団法人日本老年泌尿器科学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第 11 条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規則は、一般社団法人日本老年泌尿器科学会の設立日である令和 7 (2025) 年 7 月 24 日より施行する。